

## 鳥取県外国人介護留学生受入事業者に対する奨学金支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県外国人介護留学生受入事業者に対する奨学金支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 本補助金は、介護福祉士の資格取得を目指して在留資格「留学」で来日し、介護福祉士養成施設への入学を前提とし日本語学校に在学する外国籍の者及び介護福祉士養成施設に在学する外国籍の者（以下「留学生」という。）に対し、留学期間中の学費や生活費等を貸与又は給付し、将来、当該留学生を本県において介護の専門職として雇用しようとする介護事業者等の負担を軽減することにより、県内の介護人材の確保を図ることを目的とする。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表第2欄に掲げる者（以下「事業実施主体」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 前項にかかわらず、留学生が介護福祉士修学資金貸付事業等類似する他の公的補助を受けている場合は、補助事業の対象としない。ただし、補助事業に要する別表の第4欄に掲げる各経費（以下「補助対象経費」という。）が他制度と重複しない場合は補助事業の対象とすることができる。
- 3 第1項にかかわらず、日本語学校又は介護福祉士養成施設を退学した留学生に係る当該退学した日の属する年度の経費については、補助対象経費から除外する。
- 4 補助対象期間は留学生1名につき、別表の第3欄に定める期間とする。
- 5 本補助金の額は、補助対象経費の額ごとに別表の第5欄に定める額（以下「基準額」という。）を上限として、第6欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）とする。

### (交付の条件)

第4条 この補助金の交付の決定については、次の条件を付すものとする。

- (1) 本補助金と補助事業に係る証拠書類の管理については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該調書及び証拠書類を補助事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後から5年間保管しておかなければならない。
- (2) 事業実施主体は、補助事業の実施にあたり、貸付額、貸付期間、貸付方法、返還及び返還の免除等について規定する貸与規程又は給付規程等の規程を定めなければならない。

### (交付申請の時期等)

- 第5条 本補助金の交付申請は、福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長及び障がい福祉課長が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

### (交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助金の増額及び2割を超える減額以外の変更とする。

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(補助金の返還)

第8条 知事は、規則第21条第1項及び第3項の規定により交付決定を取り消した場合のほか、補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の一部若しくは全額を返還させるものとする。

(1) 知事の承認を受けて、補助事業を中止又は廃止したとき。

(2) 対象となる留学生が、日本語学校又は介護福祉士養成施設を卒業できなかったとき。

(3) 対象となる留学生が、介護福祉士養成施設を卒業後、事業実施主体の有する県内施設又は事業所において、介護福祉士として介護等の業務に5年間従事しなかったとき。

(4) 前3号のほか、補助対象となった留学生に貸与又は給付した費用が返還されたとき。

2 補助事業者は、県内での介護サービス又は障害福祉サービスの事業継続に努めるものとし、10年以内に正当な理由なく事業を休止又は廃止するときは、規則第21条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合、規則第22条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、当該金額を返還しなければならない。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(現況報告)

第10条 事業実施主体は、補助交付年度の翌年度から、補助の対象となった留学生が介護福祉士養成施設を卒業して5年間が経過するまでの間、毎年度4月20日までに前年度における留学生の状況について、様式第3号により知事に報告しなければならない。ただし、当該留学生が補助対象となった補助交付年度の翌年度においても補助対象となる場合又は補助金の返還の決定を受け、当該補助金の全額を既に返還した場合は、この限りでない。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月30日から施行し、令和2年4月1日以降に日本語学校又は介護福祉士養成施設に入学した留学生に対する補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年8月17日から施行し、令和4年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年11月5日から施行し、令和6年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年3月11日から施行し、令和6年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月8日から施行し、令和8年度事業から適用する。

## 別表

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象期間	4 補助対象経費	5 基準額	6 補助率
介護福祉士の資格取得を目指す留学生に対し留学期間中の学費や生活費等を貸与又は給付する事業 (給付型及び返還免除条件付きの貸与型奨学金)	(1) 鳥取県内に所在する介護サービス事業者(介護保険法、老人福祉法及び高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく介護サービス事業者とする。)及び病院 (2) 鳥取県内に所在する障害福祉サービス事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業者とする。)	日本語学校 (1年以内)	学費(※1)	年額 600,000円以内	1 / 3
			居住費などの生活費(※2)	年額 360,000円以内	
		介護福祉士養成施設 (2年以内)	学費(※1)	年額 600,000円以内	
			入学準備金	200,000円以内 (1回限り)	
			就職準備金	200,000円以内 (1回限り)	
			介護福祉士試験受験対策費用	一年度 40,000円以内	
			居住費などの生活費(※2)	年額 360,000円以内	

※1…「学費」と別に設定されている費用(例:施設利用料、実習費等)も含めて貸与又は給付が行われている場合、事業実施主体が必要と判断するものであれば対象として差し支えない。

※2…民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱費等日常生活上で継続的に発生する経費。(学費・介護福祉士試験受験対策費用を除く。)通学等のための交通費等についても、事業実施主体が必要と判断するものであれば対象として差し支えない。

なお、事業実施主体が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り、以下①②のとおり基準額の加算を行っても差し支えないこととする。

① 年額 240,000 円以内の加算

② 入居に係る初期費用等について、該当月に限り、月 50,000 円以内の加算

事業計画（報告）書

補助対象者数	日本語学校在籍者 名 養成施設在籍者（1年目） 名 養成施設在籍者（2年目） 名 <hr/> 合計 名
事業対象の留学生の状況	別紙1に記載
事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業内容	※貸付規定等を添付することにより省略可
事業（留学生への支援）により期待される効果	
事業担当者連絡先	氏名： TEL： E-mail：

※交付申請時は、別紙2（在学証明書）を添付すること。  
 ※実績報告時は、別紙3（修了証明書）を添付すること。

## 事業実施計画 (報告) 書

### 1. 補助対象期間

補助対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日
--------	---------------

### 2. 留学生の概要

留学生氏名 (日本語表記)	( )
所在地	
生年月日	
国籍	
在留期間始期	年 月 日
在留期間終期	年 月 日

### 3. 日本での就学状況

#### (1) 日本語学校

学校名、学科名	
所在地	
入学年月日	年 月 日
卒業 (予定) 年月日	年 月 日

#### (2) 介護福祉士養成施設

学校名、学科名	
所在地	
入学 (予定) 年月日	年 月 日
卒業 (予定) 年月日	年 月 日

### 4. 就職する県内事業所

施設名	
所在地	
就労 (予定) 年月日	年 月 日

### 5. その他

--

## 在学証明書

氏名  
（日本語表記）

生年月日

入学年月日

修学課程・学年

上記の者は本校に在学していることを証明します。

鳥取県知事 様

年 月 日

住 所

学校法人名

学 校 名

校 長 名

## 修了証明書

氏名  
(日本語表記)

生年月日

入学年度・課程名

修了した課程・学年

上記の者は本校の上記の課程を修了していることを証明します。

鳥取県知事 様

年 月 日

住 所

学校法人名

学 校 名

校 長 名

## 収支予算（決算）書

### 1. 収入の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額	本年度決算額	比 較	備 考
県補助金			0	
事業者負担額			0	
寄付金その他の収入額			0	
計	0	0	0	

（注1） 補助金、自己資金等の財源ごとに記載すること。

（注2） 寄付金その他の収入額がある場合には、備考にその詳細を記載すること。

### 2. 支出の部

（単位：円）

区 分	今年度予算額	本年度決算額	比 較	備 考
給付費 （給付の場合）			0	
貸付金 （貸与の場合）			0	
計	0	0	0	

（注） 備考欄には経費の内訳を記載すること。

補助金所要（精算）額調書

(1) 日本語学校に在籍する留学生を対象とした事業

(単位：円)

留学生の氏名 (日本語表記)	補助対象経費			他支援制度 活用の有無 B	他支援制度 の名称 C	基準額 D	補助所要額 (AとDのうち低い額) E	補助率 F	補助金額 (E×F) G
	支給額 A <sup>1</sup>	返還額 A <sup>2</sup>	実支出額 A = (A <sup>1</sup> - A <sup>2</sup> )						
	学費					600,000		1 / 3	
	居住費などの生活費					360,000			
	加算					290,000			
	学費					600,000		1 / 3	
	居住費などの生活費					360,000			
	加算					290,000			
合計									

(2) 介護福祉士養成施設に在籍する留学生を対象とした事業

(単位：円)

留学生の氏名 (日本語表記)	補助対象経費			他支援制度 活用の有無 B	他支援制度 の名称 C	基準額 D	補助所要額 (AとDのうち低い額) E	補助率 F	補助金額 (E×F) G	前年度におけ る補助金活用 の有無
	支給額 A <sup>1</sup>	返還額 A <sup>2</sup>	実支出額 A = (A <sup>1</sup> - A <sup>2</sup> )							
	学費					600,000		1 / 3		
	入学準備金					200,000				
	就職準備金					200,000				
	介護福祉士試験受験対策費用					40,000				
	居住費などの生活費					360,000				
	加算					290,000				
	学費					600,000		1 / 3		
	入学準備金					200,000				
	就職準備金					200,000				
	介護福祉士試験受験対策費用					40,000				
	居住費などの生活費					360,000				
	加算					290,000				
合計										

(1) + (2) の合計 (円)

- (注) 1. 補助対象経費は、申請年度に係る経費のみを記入すること。  
 2. A<sup>2</sup>欄は、貸与型奨学金において留学生から奨学金の返還を受ける場合に、申請年度の支給額に応じた返還額を記載すること。  
 3. B欄及びC欄は、介護福祉士就学資金貸付事業等類似する他の支援制度の活用状況について記載すること。  
 4. E欄は、A欄とD欄のうちいずれか低い額を記載すること。  
 5. G欄は、E欄にF欄の補助率を乗じた額とし、1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨てること。  
 6. 行が足りない場合は、適宜、行を追加すること。

鳥取県知事 様

法人所在地

法人名称

代表者氏名

鳥取県外国人介護留学生受入事業者に対する奨学金支援事業現況報告書

このことについて、鳥取県外国人介護留学生受入事業者に対する奨学金支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 留学生の現況報告一覧（様式第3号別紙1）
- 2 在職証明書（様式第3号別紙2）
- 3 その他添付書類
  - ・留学生を雇用していることを証する書類（雇用保険被保険者証の写し等）
  - ・介護福祉士登録証の写し

別紙1（様式第3号関係）

留学生の現況一覧表

NO	修学期間	氏名 (日本語表記)	住所	生年月日	国籍	在留期間 始期	在留期間 終期	日本語学校				介護福祉士養成施設				就職事業所			介護福祉士 資格取得状況	介護福祉士 登録年月日	現在の状況
								学校名	住所	入学年月	卒業年月	学校名	住所	入学年月	卒業年月	施設名	住所	就労年月日			
(例)	令和2年4月1日～令和5年3月31日	Tottori Ichirouuu (トツトリ イチロウ)	鳥取県〇〇市〇〇町	2000/1/1	インドネシア	2020/4/1	2024/4/1	〇〇学校	鳥取県〇〇市〇〇町	2020/4/1	2021/3/31	〇〇学校	鳥取県〇〇市〇〇町	2021/4/1	2023/3/31	介護老人保健施設〇〇〇	鳥取県〇〇市〇〇町	2023/4/1	○or×	2023/4/20	(例1) 法人内の施設 (●●) で就労中 (例2) ○○の理由により○年○月に帰国
1																					
2																					
3																					
4																					
5																					

- (注) 1 補助事業終了後から、介護福祉士養成施設卒業後5年を経過するまでの留学生について記入する事  
 (ただし、引き続き補助金の交付決定を受けている者及び途中帰国等によりすでに補助金の返還決定を受けている者は除く)  
 2 法人内の施設で就労中の場合は、在職証明及び雇用保険被保険者証等の写しを添付すること。  
 3 介護福祉士登録を行った者については、介護福祉士登録証の写しを添付すること。  
 4 行が不足する場合は、適宜追加すること

## 在職証明書

氏名  
（日本語表記）

生年月日

就労契約期間

上記の者は本施設に在職していることを証明します。

鳥取県知事 様

年 月 日

住 所

施 設 名

施 設 長